

令和6年2月29日

陳 情 文 書 表

環境農政常任委員会

陳情番号	33	付議年月日	6. 2. 16
件名	「神奈川県協力協約推進事業」の「事後申請方式」導入と、「県協力協約推進事業実施要綱」の改定を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
環境農政常任委員会	足柄上郡山北町山北580-1 坂巻陽平		
1 陳情の要旨			
<p>神奈川県北西部には、横浜市や川崎市などの都市部に水道水を供給する「水源地」とされる森林が広がる。林業従事者がこの地域で森林整備を行う際に活用する県の補助制度の一つに「水源の森林づくり事業」（協力協約推進事業）がある。この制度を活用するとき、県と市町村の間で交わされる事務手続きを待つ必要があり、事業者は「交付決定」が出るまで森林整備に取りかかれず、工期短縮を迫られる状況が続いている。</p> <p>もう一つの補助制度である国庫補助の「造林補助事業」（以下、造林補助）の場合は、事業者が「交付決定」を待つ必要がない事後申請方式を採用しているため、行政手続きを待たず、工期に余裕を持って森林整備に取り組むことができる。この点、「造林補助」と「協力協約推進事業」（以下、協力協約）の間でダブルスタンダードの状況が生じている。高知県や東京都などの単独補助事業でも国の運用に倣い、事後申請方式を導入している自治体もある。</p> <p>また、「造林補助」は「協力協約」よりも補助率が低いため、林業従事者の所得向上には「協力協約」の手厚い補助が欠かせない。だが、「協力協約」は工期が短く、小規模・副業的に林業に参入しようとする人々に負担を強いる制度設計になっている。これらの弊害を解消するには、「協力協約」の事後申請方式の導入と「県協力協約推進事業実施要綱」の改定が必要であると考え、表題の通り陳情する。</p> <p>なお、本件陳情提出者は、令和5年第3回県議会定例会に「神奈川県の森林整備に関する補助制度のダブルスタンダード解消と、『県協力協約推進事業実施要綱』改定を求める陳情」（賛同者6人）を提出したが、環境農政常任委員会は「不了承」とした。採決の際、委員の1人は「当局に事実確認をしたところ、本年8月末には補助金の交付が決定されるなど、陳情に至った状況は解消されており、当該要綱改正の必要性はないと考えることから不了承」と発言した。</p> <p>上記陳情は、補助金の交付決定時期に関するものではなく、「造林補助」や他自治体と同様に補助金交付決定前の事前着手と、補助金の事後申請方式を認めるよう要綱改正を求めている。このことから、同委員の発言では「陳情に至った状況」が解消されているかが不明だった。</p> <p>そこで、当局である水源環境保全課に問い合わせたところ、「県協力協約推進事業」の運用は従前通り「変更していない」との説明があり、「陳情に至った状況」が解消されていないことが分かったため、再度の陳情提出となった。</p>			
2 陳情の理由			
<p>補助金の事後申請方式は、「造林補助」だけでなく高知県や東京都など他都県の単独補助事業でも導入されているにもかかわらず、神奈川県の「協力協約」では認められていない状況は、令和5年第3回県議会定例会に提出した陳情の通りである。</p> <p>上記陳情を審査した環境農政常任委員会では採決の際、委員の1人が「当局に事実確認をしたところ、本年8月末には補助金の交付が決定されるなど、陳情に至った状況は解消されており、</p>			

当該要綱改正の必要性はないと考えることから「了承」と発言した。上記陳情は、補助金交付の決定時期を早めるように求めているのではなく、国や、他都県と同様に補助金の事後申請方式を導入するように求めているのであり、「陳情に至った状況」は解消されていない。そもそも補助金交付決定が8月末になったのは、事業着手時期が「10月中旬以降」になる旨発言した山北町役場の担当者に対して、陳情者らがそれでは「遅すぎる」と求めた結果であり、応急的な対応に過ぎない。

前回提出の陳情でも触れたが、林業という仕事は全産業の中で最も労災発生率が高い。林野庁によると、林業従事者1千人当りの死傷者数は23.5人（2022年）と全産業中ワーストで、全産業平均（2.3人）の約10倍の事故率に達している。また、自然相手の仕事でもあり、天候や機械の故障なども考慮すると安全に作業を進めるには工期に余裕を持つのが肝要だ。「造林補助」や他都県の補助制度はこういった林業現場の特性を考慮した制度設計と言えるが、神奈川県「協力協約」は、県と市町村の事務手続きを優先させ、林業現場に負担を強いる状況が生じている。

「造林補助」の担当課である県森林再生課になぜ、「造林補助」では事後申請方式が認められるのかを問うと、「造林に係る補助事業については、昭和の時代から事後申請の方式が採用されており、また、自然を相手にしている事業であることから、他の公共事業のように、予め確度の高い設計を行うことが困難であることも理由」との回答を得た。

一方、「協力協約」の担当課である県水源環境保全課になぜ、「協力協約」では事後申請方式を認めないのかを問うと「水源地域の森林を健全で活力ある状態に保ち、豊かでおいしい水を安定的に確保するための『水源の森林づくり事業』として、造林補助事業とは別の取組みであり、水源地域の森林を適正に整備するためにも、本県の補助事業の原則に従って運用」しているとの回答だった。

「造林補助」も「協力協約」も補助の対象は森林整備であり、どちらも「自然を相手にしている事業」であるにもかかわらず、一方は事後申請方式を認め、もう一方は認めないというダブルスタンダードの状況が続いている。

また、水源環境保全課は、林業従事者の安全面よりも「県の補助事業の原則」を優先させると森林の適正な整備ができるという摩訶不思議な論理を展開し、事後申請方式の導入を求める現場からの声に耳を傾けようもしない。

森林整備に関する補助金の事後申請方式を認めている高知県の担当者は「高知でも補助金の交付決定後の事業着手は大前提」とした上で、「(交付決定前の事業着手ができる)『事後申請方式』を認めているのは、国の補助制度に倣っているから。林業は自然相手の仕事なので事業変更がよく起こる。そういったことに対応するためにも、事業完了後の申請を認めている」と現場に寄り添う姿勢を示している。行政の「原則論」を振りかざす水源環境保全課の対応とは雲泥の差と言ってもいい。

神奈川県は横浜市や川崎市などの人口密集地を抱えるが、県内の山間地域は他県同様に人口減少・少子高齢化に歯止めがかからず、集落の維持が極めて厳しい状況にある。そんな中で、間伐遅れの人工林で副収入を得ようとする若者の姿もある。彼らが安全に、確実に人工林の整備を通じて収入を得るためには、工期に余裕を持って森林整備を行える事後申請方式の導入は不可欠と考える。

森林政策は、今後の山間地域の生業（なりわい）づくりにも大きく影響を与える。水源環境保全課が言う「県の補助事業の原則」などという杓子定規な思考ではなく、広い視野を持ち、血の通った政策になるようお願い、国や他都県と同様に「協力協約」の事後申請方式導入と、「県協力協約推進事業実施要綱」の改定を求める陳情を再度提出する。